

枚方市立小学校長

枚方市学校給食会事務局長  
(枚方市教育委員会おいしい給食課長)

新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業及び児童生徒出席停止に係る  
令和5年度（2023年度）の給食費の取扱いについて（依頼）

平素は学校給食の運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

標題の件につきまして、新型コロナウイルス感染症により、学校が臨時休業等により給食が提供できなかった場合及び児童生徒が出席停止扱いとなった場合の、令和5年度の給食費を下記のとおりといたします。

記

1. 対象となる期間

4月12日（水）～5月2日（火）

※5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症の感染症法による分類が5類に変更されるため、学校臨時休業及び児童生徒出席停止に係る給食費の返還等はいりません。

2. 給食費の取扱い

出席停止期間の給食回数分を返還もしくは徴収しません

返還額は、出席停止期間の給食回数 × 1食あたり給食費\*（上限は月額\*）

\*支援学級等就学奨励費受給者の返還額は、給食費の1/2（上限は月額1/2）です。

3. 給食費返還の対応について

就学援助の支給認定が6月末です。返還した後で支給が決定された場合、返還分を再徴収いただくこととなりますので、給食費の返還は、8月以降でおこなってください。

4. 対象

- ・新型コロナウイルス感染者発生を受けて、学校が臨時休業等により給食が提供できなかった場合の児童生徒及び教職員
- ・「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（保健管理）」に記載の、新型コロナウイルス感染症により出席停止措置となる児童生徒
- ・新型コロナウイルス感染に係わり、職免扱いとなる教職員

※ 就学援助受給者及び生活保護受給世帯については、それぞれより給食費が支給されるため、返還の対象としません。

5. 報告方法

上記対象者について、別紙報告用紙に記入の上、メールにて報告をお願いします。

※令和5年4月分・・・令和5年5月10日（水）まで

令和5年5月分（5月2日分まで）・・・令和5年5月22日（月）まで

※学校臨時休業については報告不要です。

枚方市学校給食会事務局  
(枚方市教育委員会 おいしい給食課内)  
内線:15-8030 FAX:072-851-1744  
組織Eメール(小中学校連絡用)おいしい給食課  
kyushok\_g@city.hirakata.osaka.jp